

(公印省略)

高土第 189-5 号

令和 7 年 11 月 13 日

群馬県知事 山本 一太 あて
(都市計画課)

高崎土木事務所長 本木 秀典

高崎都市計画道路の変更(3・4・18 号高崎前橋線の変更)に係る
公述意見について(回答)

令和 7 年 11 月 4 日付都第 32046-7 号で照会のあった標記の件について、下記のとおり
回答します。

意見の要旨	高崎土木見解
1. 高崎市の人口減少に伴う道路工事の必要性について 高崎市では人口の減少が進んでおり、それに伴って道路交通量も減少すると考える。そのような状況下で、今回の道路工事に約 30 数億円もの費用をかけることに対して疑問を感じる。カーナビやスマートフォンと連携した「インフォメーション道路」などのシステム整備の方が、将来的な投資として有効ではないか。	1. 今回の都市計画道路の変更は、「平成 27 年度全国道路・街路交通情勢調査結果」をもとに将来交通量推計を実施し、その結果を都市計画決定に反映するものである。 将来交通量推計では、当該区間の交通混雑を解消するためには、現況の 2 車線道路から 4 車線道路への拡幅が必要な結果となっている。 一方で、現在の都市計画決定内容である 6 車線道路への拡幅は、不要な結果となっているため、今回、4 車線道路の計画として都市計画道路の変更を行おうとするものである。 道路事業については、事業費や事業効果等を踏まえ、必要な手続きを経た上で、実施したい。 なお、「インフォメーション道路」などのシステム整備については、御意見として承る。

2. 土地の買収に関する基準と対応について

土地の買収にあたって、明確な基準を示していただきたい。また、土地が買収されることで駐車場が使用できなくなることへの対応についても、説明をお願いしたい。

3. 交通量の混雑状況について

国土交通省 HP に記載されている交通
量・混雑度について、同一路線の延長線
上において、渋滞率が半減している箇所
があることについて、説明をいただきたい。

2.

道路事業において、土地等の取得に係る補償額は、公正な時価を確保するため、不動産鑑定士による鑑定価格を基準に算出される。また、駐車場減少に関する補償は、「自動車の保管場所の確保に要する費用の補償取扱要領」に基づいて行われる。

なお、具体的な補償内容は、各地権者に対し補償算定後に詳細な説明を予定している。

3.

交通量については、国土交通省 HP、群馬県 HP に「令和 3 年度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査結果」が公表されている。

当該区間で 3・4・18 号高崎前橋線と重複する県道 12 号前橋高崎線においては、高崎市飯塚町地内の県道 129 号飯玉本町線との交差点北で混雑度 0.73、南で 1.80 と大きく変化している。

一方で、上述の将来交通量推計を実施し、当該区間の現況の交通量を推計したところ、県道129号飯玉本町線との交差点ではなく、高崎市芝塚町地内の県道27号高崎駒形線との交差点（芝塚町交差点）南北で交通量が大きく変化する結果となっている。

これは、当該交差点南は交差点北に比べて、他路線から流入する交通が増加するためと考えられる。

また、高崎市江木町地内の国道354号との交差点（江木町交差点）北で混雑度1.73、南で0.58と大きく変化している。

	これは、主に当該交差点北は 2 車線道路であるのに対し、交差点南は 6 車線道路となっており、通過させることのできる交通容量が増加するためと考えられる。 こうした状況を踏まえ、今回、当該区間を 4 車線道路の計画として都市計画道路の変更を行おうとするものである。
--	---